

令和元年9月9日(月)14時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会 第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会

【瀬田労働環境対策室長】 それでは、皆様お集まりでございますので、ただいまより交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日は、台風のため、急遽、1時間繰り下げての開催とさせていただいておりますが、委員の皆様方におかれましては、急遽の時間変更にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の瀬田でございます。よろしくお願いたします。

本日は、委員6名中5名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速、議事を進めてまいりたいと存じます。

全国内航鋼船運航業最低賃金の改正についてでございますが、前回、ここでお話し合いをいたしました、その部会以降のお話し合いの結果について、まずどちらからでも結構でございますので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 前回の専門部会以降、使用者側と今年も最賃をどのように改定するのかということで論議を行ってきました。

その中で、水準について当方は、第1回の専門部会でも主張したとおり、今年については、ベアの実績、それと陸上における最賃の状況などを踏まえ、改善の必要性があるということを主張しましたが、水準のところでは使用者側には使用者側なりの考えがあるので、その乖離が埋まらないという状況でございます。

いずれにいたしましても、使用者側の主張はあろうとは思いますが、総合的に勘案すれば、水準も含め、昨年以上の改善が必要であると我々は思っております。

以上です。

【野川部会長】 使用者側は、山本委員のほうから何かございますでしょうか。

【山本委員】 第1回専門部会での議論、それから、お示しいただきました資料のご説明を受けまして、関係団体とも意見交換を行ってまいりました。

その中では、やはり第1回の議事資料の中にもございますように、ここ二十数年輸送量総量自体が減少しており、そういう中で、ここ数年、政策主導によって行われてきた労働条件改善の流れというものは理解されてはおるのですが、輸送量自体が減少しているような状況で、改善に向けた原資を新たに確保していくというようなことについては、なかなか難しいというような考えでございました。

それから、特に今後、排ガス規制等、また大きなコストのかかることが見込まれておりますので、その中で、さらに船員費等、新たな原資を必要とするようなものに対しては、慎重な対応をとらざるを得ないというようなご意見が大半ということでございました。

ただ、一方では、同じように10数年来、毎年のごとく、船員不足ということが叫ばれております関係上、やはり新規の船員の確保・育成というのは、業界にとりましても最重要課題の一つでございますので、それに向けた何らかの姿勢は示さなければいけないというご意見もございます。

このような状況の中で、組合の皆さんともお話をさせていただきましたが、水準をどこに持っていくかということについては、なかなか難しい判断が迫られるなど思っております。

【野川部会長】 どうぞ、和田委員。

【和田委員】 多分、これから検討に入っていくのだと思うのだけれども、その前に一言言わせていただきます。

山本委員が言われることが、一体、何を示しているのかわかりにくいところもあったので、お聞きしながら、私の意見を言わせてもらいたいと思います。

確かに、20年以上輸送量が減っているのは事実です。しかしながら、船の数も減っているということもあり、それは結局、対照的に何も変わっていないんじゃないかという状況にあります。

また、SOx規制強化コストの問題、こういったことを言われておりますが、最賃については、通常の事業の賃金支払い能力ということで、一部のSOx規制強化の対応をここで述べるのがいかなものかというような気もいたしました。

とはいえ、今年の上陸最賃の改定は、25円以上の改定がなされています。山本委員の言う昨年水準、我々も昨年水準と言っていますが、仮に昨年水準を改定したとしても、船のほうは時給じゃございませんので、時給換算すると10円にも満たないような水準になってしまいます。

果たして、この業界に、この最賃の改正額は妥当なのかどうかという疑問は残ります。

しかしながら、もう一方で、近隣地区との最賃の兼ね合いもあります。もう最賃は、第1回の主張で示させていただいたとおり、北海道以外の運輸局の最賃よりも中央最賃が下回っているという現況になっております。これらもあわせて考えれば、大幅な改善が必要ではないかということ、第1回目にあわせて申しておきたいと思っておりますので、発言させていただきました。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。労使双方から、今、ご報告をいただきましたが、前回の部会から今回までの間に合意を得るということはできなかったということでございます。

今のお話の中で、既に、この場での議論に入っている状況でございますが、改めて、では、ここで、ぜひ合意の方向に持っていきたいというふうに私としては思っておりますので、どうぞ、まずこの場で率直にご意見を改めて伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【和田委員】 私からも、少し意見を言わせて頂きましたので、ぜひとも答えていただければと。

【山本委員】 今、和田委員のほうから地域別最賃のことをおっしゃられておりますけれども、確かに地域別最賃というのは、2000年代後半から社会保障費との兼ね合いも含めて改善に向けた流れが起きて、政策主導によって1,000円を目指して改定を進めるというようなことは承知しております。

ただ一方、産業別の特定最賃については、またその意味合いが異なってくるわけですし、やはり業界、その産業の状況を踏まえた改定を行っていかざるを得ないと我々は思っております。

ここで経済的なこととお話ししてもしょうがないのですが、例えば消費者物価指数を過去20年ぐらいのスパンで見ても、大幅な上昇は起きていない、総合指数で言えば1%ちょっとの変動値ですから。さらに標準生計費に至っては、議事資料の中でもお示しいただいたとおり、横ばい、むしろ低減傾向にあるというような状況が一方ではございますので、

そういう経済的な状況からすれば、あえて大幅な改定ということも、必要性はないのかなというふうには我々は捉えております。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【和田委員】 今、お話を聞くと、改善の必要なしというニュアンスにとれますが、改善の必要性なしのニュアンスなのですか。

今までの議論の中では、ある一定の改善は必要だという話だったのだけでも、三種の神器がそろっていないから、改善の必要なしという論議で山本委員が言われているのか、再度、お聞きしたいのですが。

今、言われたのはね、標準生計費も生活保護の水準も物価指数も変わらないと。だから改善の必要がないと表現をされたのですよ。

【山本委員】 経済的な状況からすれば、あえて産業別最賃については、その産業の状況を踏まえて考えれば、大幅な改定をする理由はないであろうと。

しかし、一方では、少子高齢化の人手不足という状況は続いておりますから、今後、産業間でも人材の確保という面で競争になるであろうということも、これも皆さん、よく理解されていることですので、そういう意味では、他産業を見ながら、それに後れをとらないような形で改善に向けた努力はしていかなざるを得ないというふうに認識はしております。

【平岡委員】 山本委員は、少し誤解されて、発言が前後していると思うのですが、多分、和田委員が言った地域最賃というのは、この内航の最低賃金が北海道を除いて、それ以外は、中央最賃、もしくは中央最賃以上の額になっていますよと。その辺をどう捉えるべきですかと。中央として、やはり地域より低いというのはおかしいんじゃないんですかというような発言を、多分されたんじゃないかと思います。

それと、何回も言うようですが、例えば、今年については、水準の問題だというようなお話をされて、やれ消費者物価指数がどうのこうのと、そういう話じゃなくて、要は、幾ら上げるかということなのですから、その辺のところは十分踏まえた中で言ってもらわないと、ただ単に出さないがための論議をここでもどうしようもないわけであって、出すために、どういうふうにするのかというのが筋じゃないですか。

【和田委員】 山本委員、もう一つ言っておきますと、今、平岡委員からも言いましたけれども、これは、最賃法に定める隣接する運輸局を、連絡をとって同一の水準の最賃の金額を定めるよう配慮するという項目が、昔、通達で出ているんですね。これらをもってして、我々としては、全国的に見てもちょっと中央最賃が低くないかということを行った

だけであって、業界の能力を言っているわけではないということをご理解ください。

【野川部会長】 一方では、確かに山本委員のおっしゃるように、輸送量の減少等により産業界がなかなか賃上げの原資を確保することが容易ではないというようなご事情もあり、また、他方で、やはり陸上の最賃は、東京、神奈川は1,000円を上回ることは間違いないという点も見逃せません。

両者とも一定の改善の必要性ということでは了解をされていると思いますので、あとはまさに水準の話。これはデリケートな部分も含まれますので、そろそろ一旦この場をクローズして、労使で率直にお話をさせていただくという形にしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

では、そうしましたら、あまり時間はとれませんが、20分程度でお願いをしたいと存じます。

十分な信頼関係のもとでお話し合いをしていただくと考えておりますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、別室でのお話し合いの結果について、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

【平岡委員】 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。その間、労使のほうで、本日、最賃解決を見出すべく、喧々諤々と論議をいたしました。

その結果、労使双方、1,100円ということで合意に至ったということでご報告させていただきます。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、最低賃金の改正に関する結果を、今、私から申し上げますが、ちょっと事務局に原稿をつくっていただきます。お願いいたします。

【平岡委員】 それと、要望が1点あります。航海士、機関士が乗り込んでいない船舶の船長、それと、機関長の賃金につきましては、その職責を考慮して最低賃金を上回るよう、引き続き行政指導されたいということを要望いたします。

【野川部会長】 はい。その点はきちんとテイクノートしておきたいと存じます。

(事務局、原稿作成)

【野川部会長】 それでは、読み上げたいと存じます。

最低賃金の改正につきましては、職員Aを1,100円引き上げ、職員Bを1,100円

引き上げ、部員Aを1,100円引き上げ、部員Bを1,100円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万8,450円を24万9,550円に、ただし書きの職員23万2,000円を23万3,100円に、部員18万9,850円を19万950円に、ただし書きの海上経歴3年未満の部員18万550円を18万1,650円に、それぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、労使の大変貴重なご協力、ご尽力によりまして、最低賃金の改正にかかわる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により、予定された時間内で無事終了いたしましたこと厚く御礼申し上げます。

では、これにて全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了といたします。お疲れさまでした。

— 了 —